

平成25年度 第5回庁議要旨

日時：平成25年6月3日（月）

午前8時45分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市公有財産規則の一部改正について（総務部）

現行の公有財産規則には、行政財産目的外使用料の減免処理に関して規定はされておらず、申請者が使用料の減免を希望する意思を文書で確認することなく口頭等による確認により減免措置を講じてきたが、文書により減免の意思確認をすることで事務処理の明確化を図るもの。

(1) 主な内容

行政財産使用料減免申請書の提出を規定するとともに同申請書の様式を追加する。

(2) 施行期日

公布の日

2 石巻市地域総合整備資金貸付要綱の一部改正について（産業部）

地域総合整備資金貸付制度は、制度創設以来、企業誘致、地場産業の育成、生活基盤の充実、雇用の創出など大きな役割を果たしてきた。

今般、地域総合整備資金貸付要綱の一部改正に伴い、融資比率・融資限度額の引上げ等制度が拡充されたことに伴い石巻市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

ア 融資比率・融資限度額の引上げ及び算定基礎の改正

イ 石巻市は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に規定する「特定被災地方公共団体」であるため、平成33年3月31日までの間は、融資比率45%、融資限度額16.8億円（通常の施設）、25.3億円（複合施設）が適用される。

ウ 算定基礎について、「貸付対象費用に係る借入の総額」から「貸付対象費用から補助金を控除した額」に改正する。

※ 要件一覧（融資比率・融資限度額・雇用要件について）

		通常の地域		過疎地域(みなし過疎地域含む。) 離島地域		定住自立圏	東日本大震災被災地域	
		一般の地域	地域再生計画認定地域・地域力創造推進地域	一般の地域	地域再生計画認定地域・地域力創造推進地域			
改正前	融資比率	20%	/	25%	/	25%	/	
	融資限度額	通常の施設		6億円		7.5億円		9.3億円
		複合施設		9億円		11.2億円		14億円
	雇用要件			5人				

改正後	融資比率		35%		45%		45%
	融資 限度 額	通常の施設	10.5億円	13.1億円	13.5億円	16.8億円	16.8億円
		複合施設	15.7億円	19.6億円	20.2億円	25.3億円	25.3億円
雇用要件		5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）					

(2) 今後の予定・施行期日等

ア 石巻市地域総合整備資金貸付要綱の一部改正

イ 施行期日等

告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

3 石巻市事業復興型雇用創出事業助成金支給制度の創設について（産業部）

県では、東日本大震災の被災地域において安定的な雇用と地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を新たに創出することを目的に宮城県事業復興型雇用創出事業を実施している。

本市としても、より地域の実情に応じたきめ細やかな施策展開を図る必要があることから、市町村版事業復興型雇用創出事業助成金制度を創設し事業を実施するもの。

(1) 主な内容

ア 事業内容

平成25年4月1日以降に新規に雇用した事業所に対し、雇用者1人当たり3年間で最大225万円を助成する。

(ア) 支給対象事業所（全ての要件を満たすこと。）

a 市内に事業所を有し、平成23年3月11日以降に本市の産業施策に係る助成金・融資の対象となっている事業（地域の地場産業として振興を行っている産業分野において新たに雇用創出が期待できる事業など産業政策と一体となった雇用支援と認められる事業）を行っていること。

b 平成25年4月1日以降、平成26年5月31日までの間に新規雇用者を1人以上雇い入れたこと。

c 雇用保険の適用事業主であること

d 労働者の勤務状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類を適切に整備、保管していること。

(イ) 支給対象労働者

a 被災求職者を雇用保険の一般被保険者として平成25年4月1日から平成26年5月31日までの間に新規に雇い入れされた者

b aにより雇い入れされた場合、平成23年11月21日以降に新規及び再雇用された者（再雇用とは、当該事務所を平成23年11月20日以前に離職した者を改めて雇用した場合）。ただし、aに該当する新規雇用者1人につき、再雇用者4人までとする。

c 1事業所に対する助成金の支給上限額は1億円とする。

1人当たりの3年間の支給額

（単位：千円）

対象労働者の区分	支給限度額			
	第1期	第2期	第3期	助成対象期間総額

新規雇用者でかつフルタイム労働者である場合	1,200	700	350	2,250
再雇用者でかつフルタイム労働者である場合	960	560	280	1,800
新規雇用者でかつ短時間労働者である場合	600	350	150	1,100
再雇用者でかつ短時間労働者である場合	480	280	120	880

イ 助成期間

平成25年度から平成28年度まで

(2) 今後の予定

ア 平成25年市議会第2回定例会に補正予算提案

イ 石巻市事業復興型雇用創出事業助成金支給要綱の制定

ウ 平成25年7月事業開始予定

エ 石巻公共職業安定所及び商工会議所等商工団体への周知

4 石巻市水産物地方卸売市場整備事業について（産業部）

本市水産物の再生のためには、重要な経済基盤であり東日本大震災により全壊した石巻市水産物地方卸売市場の早期復旧が必要であることから、震災復興基本計画に基づき卸売市場の早期の復旧整備を行うとともに、高度衛生管理の導入により、付加価値の高い安全・安心な水産物を提供し、国際水産都市として海外への輸出も視野に入れた力強い産地市場として復興を目指すもの。

(1) 主な内容

石巻漁港の災害復旧と合わせ、被災した岸壁に衛生管理基準レベル3に対応する卸売市場として密閉式の高度衛生管理型荷さばき所を漁業種別ごとに東西と中央に3棟整備し、平成27年度の供用開始を目指す。

事業執行に当たっては、複数工事の工程、品質、コスト等を管理し、効率的な事業調整が可能となるコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）による設計施工一括発注を行い、工期の短縮と事務負担の軽減を図る。

(2) 今後の予定

(ア) 平成25年市議会第2回定例会に補正予算提案（3か年継続費）

(イ) 公募型プロポーザルによる事業者選定を行い、設計施工一括発注

(ウ) 平成25年6月末公募、8月事業者決定、契約、10月末着工

[報告事項]

1 地域活性化包括連携協定及び災害時における生活物資の供給協力に関する協定締結について（企画部・産業部）

住民サービスの向上を図るとともに災害時における生活物資の確保を図るため、株式会社ファミリーマートと地域活性化包括連携協定及び災害時における生活物資の供給協力に関する協定を締結するもの。

(1) 主な内容

ア 地域活性化包括連携協定

(ア) 協定項目

a 東日本大震災の復興と地域防災の協力に関すること。

- b 健康増進・食育に関すること。
- c 観光情報・振興に関すること。
- d 石巻産品オリジナル商品の開発・販売に関すること。
- e 地域の安全・安心に関すること。
- f 子ども・青少年育成に関すること。
- g 高齢者・障がい者支援に関すること。
- h 環境対策・リサイクルに関すること。
- i その他市民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること。

(イ) 協定締結期間

1年間（更新可能）

イ 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

(ア) 協定内容

- a 災害時において株式会社ファミリーマートに生活物資の供給について協力を要請することができる。
- b 本市から要請を受けたときは、株式会社ファミリーマートは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努める。
- c 生活物資の対価は、直前の仕入れ価格で本市が負担する。

(イ) 協定締結期間

1年間（更新可能）

2 災害復旧工事等の施工確保対策について（現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の要件の特例）（総務部）

災害復旧・復興事業を促進させるためには、入札等における不調・中止対策を図る必要があることから、配置技術者の配置要件の特例を設けることにより、計画的な工事施工体制の整備を促進するとともに配置技術者の円滑な確保や入札参加機会の拡大を図るため試行するもの。

(1) 主な内容

配置技術者（主任技術者又は監理技術者）の配置要件	
原則	開札日において、他の工事の現場に配置技術者として配置されていないこと。 ※ 入札公告に付した工事と他の工事現場の配置技術者を兼ねることができる場合を除く。
特例	指定条件を満たす場合は、着手指定日において、他の工事の現場に配置技術者として配置されていないこと。 ※ 入札公告に付した工事と他の工事現場の配置技術者を兼ねることができる場合を除く。 ※ 受注者の責により、指定着手日までに配置技術者を配置できない場合は、指名停止等の対象となるものとする。
	指定条件

(2) 今後の予定

ア 業者周知等

ホームページに掲載し、周知する。

イ 施行・適用年月日

平成25年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。